

次世代空モビリティ産業研究開発事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 知事は、次世代空モビリティ産業の振興を図り、以て県産業の活力創造につなげていくため、次世代空モビリティ産業研究開発事業費補助金実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、プロジェクト実施主体が事業を実施するのに要する経費に対して、支援する。

(定義)

第2条 「次世代空モビリティ」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 「電動垂直離着陸機（eVTOL（イーブイトール）：electric vertical take-off and landing aircraft）」と呼ばれ、垂直に離着陸し、ヘリコプターやドローン、小型飛行機の特徴を併せ持つ電動の機体。
- 2 「表面効果翼船（WIG（ウィグ）：Wing in Ground craft）」と呼ばれ、水面を航行する性能と、水面から離水し、表面効果を利用するために低高度のみを飛行する性能を有した船舶と飛行機の特徴を併せ持つ機体。

(事業の内容)

第3条 補助事業の内容及び審査基準は別表1に掲げるとおりとする。

- 2 補助事業の補助対象経費及び補助率は別表2に掲げるとおりとする。
- 3 補助事業のプロジェクト実施主体は、大分県内に住所を有し、又は県内に店舗、工場等の事業所を設置しているものとする。なお、二以上の協議会会員で構成するコンソーシアムにより申請する場合は、構成員を含めて事業実施主体とする。この場合、構成員に大分県内に住所を有し、又は県内に店舗、工場等の事業所を設置している者を一以上含めること。

(事業実施計画の作成及び認定)

第4条 プロジェクト実施主体は、次世代空モビリティ産業研究開発事業認定申請書（第1号様式）に添付書類を添え、知事が別に定める期日までに知事に対して認定の申請をしなければならない。

- 2 コンソーシアムにより申請する場合は、構成員間で締結した協定書を知事の定める期日までに知事に対して提出しなければならない。
- 3 知事は、事業内容を審査し、適当と認めるときは、事業認定通知書（第2号様式）によりプロジェクト実施主体に通知する。

(事業の運営)

第5条 プロジェクト実施主体は、本事業の目的達成のため、効果的な事業執行に努めなければならない。

(事業の指導)

第6条 この事業の円滑かつ効果的な推進を図るため、知事は、必要に応じてプロジェクト

ト実施主体を指導、助言することができるものとする。

(助成措置)

第7条 知事は、予算の範囲内において、プロジェクト実施主体に対して事業に要する経費の一部を助成する。

(プロジェクト実施主体の責任)

第8条 プロジェクト実施主体は、申請する事業の実施及び経理の執行に一切の責任を持ち、仮に中止した場合でも、すべての精算が終了するまでは、責任をもって対処するものとする。

(実績報告)

第9条 プロジェクト実施主体は、事業が終了したときは、次世代空モビリティ産業研究開発事業費補助金交付要綱第11条に基づき、知事に実績報告書を提出するものとする。

(成果の発表)

第10条 知事は、補助対象となるプロジェクトの成果について、必要があると認めるときは、プロジェクト実施主体に発表させることができる。ただし、特許出願に係る成果の利用指示は、特許法（昭和34年法律第121号）第65条第2項の規定に基づく出願公開後に行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年度次世代空モビリティ産業促進事業から適用する。

附 則

改正後の要領は、令和8年5月12日から適用する。

別表 1

事業の内容	審査基準
次世代空モビリティ産業に関連する研究開発事業	(1) デザインシンキングによる事業実施 (2) 課題設定の妥当性 (3) 課題解決手法・手順の妥当性、新規性・独創性 (4) 事業目標の明確性 (5) 事業の将来性 (6) 地域経済への貢献可能性 (7) 事業実施の確実性 (8) 県内事業所の有無 (9) 働き方改革等（加点項目） を考慮して選定する。

別表 2

補助対象経費		補助率
経費区分	内 容	
(1)旅費	事業者旅費	2 / 3 以内
(2)事務庁費	資料費、印刷費、原稿料、通信運搬費、消耗品費、雑役務費	
(3)原材料費	主要原料、主要材料及び副資材の購入に要する経費	
(4)機械装置・工具器具費	機械装置(又は自社により機械装置を製作する場合の部品)又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費(外注を含む)	
(5)外注加工費	原材料等の加工及び設計等を外注する際(構築物、機械装置・工具器具を外注により建造、改良をさせる場合を除く)に要する経費	
(6)技術指導受入費	外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払われる経費	
(7)直接人件費	事業に直接関与する者が直接作業時間に対するものに限る 人件費＝時間給×作業時間 (直接人件費にかかる補助限度額は、補助対象経費合計の2分の1以内とする。)	
(8)委託費	測定、分析、解析、試験、プログラム作成、調査研究等の委託に要する経費 (委託費にかかる補助限度額は、補助対象経費合計の2分の1以内とする。)	
(9)その他の経費	上記に掲げるもののほか、産業財産権の導入に要する経費など知事が特に必要と認める経費	

第1号様式（第4条関係）

令和 年度次世代空モビリティ産業研究開発事業認定申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住所（プロジェクト実施主体の所在地、郵便番号）
名称（プロジェクト実施主体の名称）
氏名（プロジェクト実施主体の代表者の氏名）
連絡担当者（職名及び氏名）
電話番号

令和 年度において、下記のとおり、次世代空モビリティ産業研究開発事業を実施したいので認定されるよう、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的

2 補助事業完了予定年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 補助事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 誓約書（別紙3）
- (4) 補助事業対象経費に係る見積書の写し等の根拠資料
- (5) 決算書（直近3年間の貸借対照表、損益計算書、個別注記表等）
※決算書がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

※用紙のサイズはA4とする。

別紙1 (第1号様式関係)

補助事業計画書

1. プロジェクト実施主体の概要等

プロジェクト実施主体	名称： 住所： 電話： 担当者： 資本金・出資金： 従業員数： (コンソーシアムにより申請する場合は、代表者の記載に加えて、構成員の名称、住所、電話、担当者、資本金・出資金、従業員数も記載すること。)
実施期間	交付決定日～令和 年 月 日
補助金申請額	円
採用したアイデア	
公的助成金の交付を受けた実績	(過去に受給した国や県等の補助金、若しくは現在申請中の他の補助金があればその名称、交付者、金額、及び交付年月日を記載すること。)

2. 事業内容

プロジェクト名	(研究テーマ、事業内容を表現する適切な名称を記入)	
内容の要約	(採択後、公開することを前提として記載)	
課題設定		
(研究開発により解決しようとする課題を具体的に記載すること。課題が複数ある場合は、項目を分けて記載すること。)		

課題設定の背景・理由

(課題を認識するに至った背景や理由を記載すること。なお、デザインシンキングの観点からニーズ把握のために行った手法及びプロセスについて記載すること。)

課題解決の手法

(試作機開発などを実施する製品、ソフト・サービスの内容を記載すること。図を用いるなどわかりやすい説明に留意すること。また特に、特許等知的財産権取得の可能性のある技術など新規性・独創性がある部分や設定した課題に対応するポイントがわかるよう記載すること。なお、デザインシンキングの観点から課題解決のアイデアを創造・考案するために行った手法及びプロセス、アイデアを構築・検証するために行う又は行った手法及びプロセスについて記載すること。)

実施手順及びスケジュール

(試作機開発などを行うために必要な項目を時系列で列挙するとともに、その内容を記載すること。またそのスケジュールを表形式で示すこと。)

項目	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月

事業の目標	
<p>(補助事業の実施により目指す到達目標を記載すること。また実用化後に想定する最終目標を記載すること。)</p>	
市場分析	
<p>(製品、ソフト・サービスが実用化した際に予想される競合品の存在、又は競合品を製造し得る競争相手の存在、獲得可能性のある市場の規模などを記載すること。)</p>	
地域経済への貢献	
<p>(製品、ソフト・サービスが実用化した際の供給体制を想定し、売上高、雇用者数等から地域経済への貢献の度合いを記載すること。)</p>	

開発の基礎となるこれまでの研究等の蓄積		
<p>(参加メンバーについて、これまで研究開発業務に携わった実績や今回の研究内容に関連する事業実績を記載すること(論文・パンフレット等があれば添付すること)。)</p>		
事業実施体制		
<p>(研究開発についての体制を図示するとともに、参加メンバーの役割を記載すること。)</p>		
働き方改革等(加点項目)		
<ul style="list-style-type: none"> ・大分ワーク・ライフ・バランス推進優良企業表彰の受賞 ・くるみん認定またはプラチナくるみん認定を受けている(申請中を含む) ・しごと子育てサポート企業の認定を受けている(申請中を含む) ・「中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画」の承認を受け、当公募の募集期間終了時点においてその計画の期間中である企業 ・価格転嫁の円滑化に関する「パートナーシップ構築宣言」企業 ・「事業継続力強化計画」の認定を受け、当公募の期間終了時点においてその計画の期間中である企業 	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無

3. 補助対象経費等

(単位：円)

経費区分	A 補助事業に 要する経費	B 補助対象経費	C 補助限度額	D 補助金 交付申請額	備考
(1)旅費					
(2)事務庁費					
(3)原材料費					
(4)機械装置・ 工具器具費					
(5)外注加工費					
(6)技術指導受入 費					
(7)直接人件費					
(8)委託費					
(9)その他の経費					
合 計					

- ※1 「補助事業に要する経費（A）」は、当該補助事業に要する経費を税込みで記載すること。
- ※2 「補助対象経費（B）」は、「補助事業に要する経費」から消費税や振込手数料などの補助対象外経費を除いた額を記載すること。
- ※3 「補助限度額（C）」は、※7、※8の上限を超えない区分については補助対象経費（B）を転記すること。※7、※8の上限を超える区分については調整後の金額を記載すること。
- ※4 機械装置・工具器具費については購入、改良等の別を備考欄に記入すること。なお、購入物件については購入先を備考欄に記載すること
- ※5 機械装置・工具器具を自家製造する場合は、鋼材、木型、鋳物等を原材料費に計上し、その内容を備考欄に記載すること
- ※6 委託する場合には、備考欄に委託先を記入すること
- ※7 直接人件費にかかる補助限度額（C）は、補助対象経費合計（B）の1/2以内とする。
- ※8 委託費にかかる補助限度額（C）は、補助対象経費合計（B）の1/2以内とする。
- ※9 「補助金交付申請額（D）」は、補助限度額合計（C）の2/3以内とする。また、千円未満の端数は切り捨てる。

収 支 予 算 書

収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	備 考
県費補助金		
自己資金		
計		

支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	備 考
計		

（注）補助対象経費のみ記載すること。

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員になっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

令和 年 月 日

大分県知事

殿

住所（法人にあつては事務所所在地）

法人名

代表者職・氏名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者の役員に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第2号様式（第4条関係）

令和 年度次世代空モビリティ産業研究開発事業認定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

令和 年 月 日付 第 号で認定申請のあった 年度次世代空モビリティ産業研究開発事業について、次世代空モビリティ産業研究開発事業実施要領第4条の規定により認定したので通知します。